

報告第10号

亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

亀山市水道事業会計資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年8月30日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

平成30年度亀山市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及び  
経営健全化審査意見書

平成30年度亀山市水道事業会計決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	経営健全化基準
—	20